

	要望内容	回答	部	課
1 (1)	<p>1 雇用支援、事業者支援 (1)コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスなどの起業、事業継続、法人の終い方について、どの法人格を選ぶのが最適かを示せるような、法人格別の特徴や税や資金面での違いなどを相談できる場がない。市民協働と産業振興、地域づくりが連携し、必要な相談支援の場をつくること。</p>	<p>市民活動支援センターへの相談の一部は、コミュニティビジネスなどにつながる内容であるため、活動内容や進みたい方向性の聞き取りをした上で、アドバイスをするなど市民活動支援センター業務の中で一部対応しています。</p> <p>また、起業、事業承継、法人の終い方等の相談については、内容に応じて、商工会議所、産業支援機関や金融機関等と連携し、対応しています。</p> <p>今後は、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス(以下、SBCB)に関する支援について、SBCBに携わる市民・事業者が適切な支援を受けられるように、活動支援を行う組織のあり方を検討していく考えです。</p>	市民活動推進部 産業振興部	協働推進課 産業振興推進課
1 (2)	<p>1 雇用支援、事業者支援 (2)東京都は、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を施行し、ソーシャルファームへの支援事業を打ち出し、すでにいくつかの企業が認定され雇用促進につながっている。本市でも融資制度にソーシャルファーム等を含めるなどしているが、未だ具体的な動きがないという現状とのことである。障害者福祉課、青少年若者課、産業政策課の連携を図り、ソーシャルファームの開拓・育成を進め、若者など働きにくさを抱える方の支援につなげること。</p>	<p>八王子市障害者就労・生活支援センター「ふらん」において障害福祉サービス事業者及び企業と連携し障害により就労が困難な方への支援を行っています。</p> <p>都のソーシャルファームの創設や活動促進に関する取組については、就労に困難を抱えた若者の雇用促進につながると認識しています。</p> <p>ソーシャルファーム支援については、令和4年度(2022年度)にソーシャルファームも対象に含まれる融資制度を創設しており、都のソーシャルファーム支援事業についても必要に応じて周知を進めてまいります。今後、市内事業者が本制度で認証された場合には、若者の就労支援との連携について検討します。</p>	福祉部 子ども家庭部 産業振興部	障害者福祉課 青少年若者課 産業振興推進課
1 (3)	<p>1 雇用支援、事業者支援 (3)コロナ禍で労働環境は悪化の一途である。東京都は労働相談情報センターの施設を集約し、相談の入り口としての電話相談体制の充実を図るとしている。市は都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について2015年に要望書を提出し、その後も要望しているとのことだが、相談したい人にとっては、近くに常設で相談できる場があることが大切である。労政会館が閉鎖され、東京都労働相談情報センターがなくなってしまおうと相談できない人も出てきてしまう。</p> <p>23区内では飯田橋に新設した時にも一か所に絞ってはいない。立川市に機能が充実した労働相談情報センターができたとしても、広い多摩地域に一か所では機能しない。中央線、横浜線、八高線の結節点であるという八王子の立地の良さを生かし、なにかしらの方法で常設の労働相談情報センター分室を八王子市に残すよう東京都に働きかけること。</p>	<p>都では、施設を集約により相談の入口となる電話相談体制の充実を図るとしています。</p> <p>市は、平成27年度(2015年度)に都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について要望書を提出しており、その後も様々な機会を捉えて要望しています。</p>	産業振興部	産業振興推進課
1 (4)	<p>1 雇用支援、事業者支援 (4)労政会館については、市は多くの市民が気軽に利用できる施設と認識し、産業交流センターに近接していることも踏まえ相乗効果を生み出すような活用ができないか都に対して連携も含めた働きかけを行なうとしていたが、突然、八王子労政会館の廃止に伴い、東京都労政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が可決され、現状のままでは労政会館を利用するための根拠がなくなってしまった。八王子市として東京都に移譲を求め、どのような施策を講じれば労政会館の活用が可能になるのか東京都と協議し検討すること。</p>	<p>旧労政会館について、都は暫定的に利用するため改修工事を行っています。工事期間中、旧労政会館の一部を貸し出すとのこと。引き続き、旧労政会館の有効活用について都と情報共有を進めます。</p>	産業振興部	産業振興推進課
2 (1)	<p>2、高齢者福祉 (1)高齢者の見守りが行える配食サービスの需要が高まる中、食事提供の民間サービス(大手)だけでは、十分な対面支援ができていないと見られる。きめ細やかなサービスが提供できるよう「高齢者食事提供サービス活動支援事業補助金」の枠を拡大させること。</p>	<p>高齢者食事提供サービス活動支援事業は、都の補助上限額を基準として補助額を設定しています。現在、助成団体の半数が上限額に達していないことから、必要性が高まったと判断されるときに枠の拡大について検討します。</p>	福祉部	高齢者福祉課

			要望内容	回答	部	課
2	(2)	①	2、高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。 ① 処遇改善加算ではなく、基本報酬の引き上げをすること。	今後とも、制度改正に向けた国の動向を注視しつつ、第9期介護保険事業計画策定に向け、市内介護事業者の運営実態の把握に努めます。	福祉部	介護保険課
2	(2)	②	2、高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。 ② ケアプランはソーシャルワークである、ケアプランの有料化をしないこと。	今後とも、制度改正に向けた国の動向を注視していきます。 また、保険者として、ケアプランを有料化した場合に想定される、利用者への影響については、厚生労働省に具申しています。	福祉部	介護保険課
2	(2)	③	2、高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。 ③ 要介護1、2を総合事業に移行しないこと。	総合事業の対象者は介護保険法により定められていますので、その法改正の内容に準じ、適切に運用します。 総合事業は高齢者一人ひとりの心身状況及び生活環境に併せ、本人・家族の選択を尊重し、望む日常生活を、住民や民間企業を含む多様な主体で支えていく制度です(本人の意思と選択が前提)。住み慣れた地域で暮らし続けるためには本人の介護予防はもちろん、医療・介護のサービスだけでなく、地域の見守りや民間企業等の取り組みも必要な地域資源となります。これら多様な主体と連携し、本人が選択する「望む暮らし」の実現に向け、総合事業を運用していきます。	福祉部	高齢者いきいき課
2	(2)	④	2、高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。 ④ 見守り援助(入浴加算)の引き下げをやめること。	令和3年度(2021年度)介護報酬改定において、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、通所系サービスの入浴加算の報酬体系が見直されています。その一環として、多職種連携により入浴計画を作成した場について、令和2年度(2020年度)以前と比較して報酬が引き上げられました。保険者として、これらの報酬改定が及ぼす影響の把握に努めます。	福祉部	介護保険課
2	(2)	⑤	2、高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。 ⑤ 通院介助はすべて見守りであることから、介護保険と自費サービスの細かに細分化した報告を求めないこと。	本市では、通院介助の内訳について市への報告は求めています。 介護保険サービスと自費サービスを組み合わせる提供する場合の取扱いなどについて、今後とも分かりやすい説明・周知に努めます。	福祉部	介護保険課
2	(2)	⑥	2、高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。 ⑥ 家事援助が必要な生活支援として認めること。	家事援助を中心とした訪問介護については、平成12年(2000年)2月10日付厚生労働省告示 第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表1-ロにより、介護保険制度の給付対象とされています。家事援助のサービス提供の際は、利用者の身体状況や意欲、家族の介護力などを十分に考慮した上で、サービス内容を総合的に決定していくことが重要と考えます。	福祉部	介護保険課
2	(2)	⑦	2、高齢者福祉 (2)介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。 ⑦ 介護認定審査会の情報開示を。	介護認定審査会については、平成21年(2009年)9月30日付厚生労働省通知 老発0930第6号「介護認定審査会の運営について」により同年10月1日から適用されている「介護認定審査会運営要綱」の4-4)-(5)「認定審査会の公開について」に基づき非公開としています。一方、利用者や後見人等の方より開示請求があった場合は、八王子市個人情報条例に基づき、審査会資料等を個別に開示しています。	福祉部	介護保険課

	要望内容	回答	部	課
3	(1)	3 障がい者福祉 (1)障がい者の就労継続支援事業所の家賃補助事業について、段階的補助上限額の減額が始まっている。しかし、その分を補填する方法は福祉事業の収入である給付金を増やすか経費を削減するほかない。つまり今の人員の中で利用者を増やすか、主な経費である人件費を削減することにつながってしまう。支援の質を確保するためにも、今以上家賃補助上限額を減額しないこと。	福祉部	障害者福祉課
3	(2)	3 障がい者福祉 (2)市は障がい者の就労事業所に通うための交通費補助はないが、自治体によっては通所回数に応じて交通費補助を出す支援もある。しかし市では現在、交通費補助について考えてはいないとのこと。より質の高いサービスの提供のために送迎加算のみを行っているが、公共交通機関での通所で自立訓練をすることは質の高いサービスと考えていないのか？自立支援には大変重要なことと考えるが、工賃よりも交通費の方が高くなり通所できないこともあるので、交通費補助の有用性について検討すること。	福祉部	障害者福祉課
3	(3)	3 障がい者福祉 (3)現在、就労継続支援B型の在宅作業が認められているが、生活介護ではできない制度になっている。行動障害のある方や持病のある方が通所での創作活動、生産活動と持ち帰りの創作活動、生産活動をバランスよく組み合わせることによって、行動障害が改善されるケースがあり、直接的な身体介護はできないが、オンラインやICTを通して、意思表示や動作指示などの支援も可能となる。市としてこうした生活介護事業所のニーズも組み取り、国へ働き掛けること。	福祉部	障害者福祉課
3	(4)	3 障がい者福祉 (4)2021年4月の制度改正により、障がい者のおむつ支援が、重度脳性麻痺の方等だけでなく、上肢・下肢・体幹機能障害1級の方・愛の手帳1度の方へも支援が増えたことは評価するが、重度脳性麻痺の方等のおむつ支援の金額が、12000円から10500円へと引き下げられたことは根拠がなく問題である。支援の金額を元に戻すこと。	福祉部	障害者福祉課
4	(1)	4 子ども・教育 (1)教育センターの総合教育相談は、学校への復帰に終始することなく、社会的自立に向けて支援をしているとのことである。市立学校や教育委員会と関係性のできた民間のフリースクール等の居場所を含めた、包括的な情報提供を行なうこと。不登校児童生徒とその保護者が費用の心配なく通えるフリースペースなどの居場所を公的に設置すること。	学校教育部	教育指導課
4	(2)	4 子ども・教育 (2)学校給食の地場産物の使用率は30%を達成したが、学校ごとに使っている割合は異なるのが現状である。顔が見える市内の生産者から新鮮な食材を購入し給食で食べるとは、地域の活性化や食の安全につながるから、給食も教育の一環として全校での地場野菜の導入に取り組むこと。	学校教育部	学校給食課

		要望内容	回答	部	課
4	(3)	4 子ども・教育 (3)さまざまな社会状況の変化の中で「食べること」への危機感を持つ人も増えてきた。学校給食では地場野菜の使用率を30%にし、地域内自給率をあげ、安定的な食料供給体制を築くよう進めている。農産物の生産を通じて市内の産業の発展につながることで、農業で自立できる環境を整えることは、担い手の確保にもつながり農地を農地として残すことにもつながる。都内で最も農地面積の広い八王子としては、土や水、自然環境に負荷のかからない農業をすすめ、生活と産業、環境が持続可能となる食と農のまちづくりをすすめるために、条例制定を検討すること。(例:木更津市、高島町を参考に)	国は、令和4年(2022年)7月にみどりの食料システム法を施行し、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を推進しています。 また、東京都は安全・安心な農産物を消費者に届けるのと同時に、環境に負荷をかけない農業を推進するために、東京都エコ農産物認証制度を創設しています。 市は、平成26年度(2014年度)に創設した八王子市環境保全型農業推進事業費補助金の活用により、化学合成農薬、化学肥料等の使用を節減した農産物の生産及び供給並びに総合的に環境と調和のとれた持続性の高い農業を推進しています。 市では、こうした国や都の動きを注視するとともに、東京都、庁内関係所管や農業関係団体などと連携し、環境負荷低減に向けた活動を促進していきます。 また、生産者が安心して野菜を育てる環境を確保できるように、学校給食センターでは、一年間に使用する野菜の予定量を事前に示したり、生産者にとって、課題となる、配送や不足の事態が起きた場合の対応を代替えできる体制を整えています。今後も、生産者の声を聞きながら、さらに安定した供給体制が整えられるよう、JAと協力して進めていきます。	産業振興部 学校教育部	農林課 学校給食課
4	(4)	4 子ども・教育 (4)中学校の給食時間を十分に確保すること。センター給食となった中学校では、給食 準備時間を増やしたとはいえ、実質的にはゆとり給食を食べる時間が取れていない。弁当併用デリバリーランチの学校も含め、ゆとりをもって食べられるように適切な食事の時間を確保すること。	学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進をめざしています。限られた食事時間の中で、残さず喫食できるように、「一回あたりの食事の重量」「噛み応えのある食材を重ねない」など、栄養価を満たしながら、献立の組み合わせなどを工夫しています。 給食の喫食時間は、子どもによって個人差があり、一律に設定するものではありません。現在、中学校では、給食の後に昼休みを設定し、昼休みの時間を使い喫食させるなどの配慮をしている学校もあります。 令和5年度(2023年度)の中学校の生活時程について、給食の配膳時間を含め、給食時間を30分から35分は確保できるよう、周知したところです。	学校教育部 学校教育部	学校給食課 教育指導課
4	(5)	4 子ども・教育 (5)公共施設や学校に於いても消毒がなされるようになったことで、香害、化学物質過敏症がひどくなっている人もいます。消毒剤の成分は化学物質であることから公共施設では香料無添加の純石けんを用いることとし、消毒を求めるとは止めること。合成された化学物質で作られた不織布マスクを長時間着用することでの健康への影響も懸念している。児童生徒への着用を求めないこと。	公共施設の一つである本庁舎では、化学物質等への対応として、30分ごとに庁舎内の空気を全て入れ替える空調運転のほか、関係 法令に基づく空気環境測定を行い、室内環境の最適化を図っているところです。 なお、本庁舎における香りへの配慮につきましては、関係所管と連携しながら、国等の動向を注視していきます。 学校は物品契約で指定された数種類の中から固形石けんを購入しています。特別な事情がある場合は、各学校において、お子さん並びに保護者と相談しながら、個別に対応しています。 学校生活においては、基本的な感染症対策を講じながら、運動時にはマスクを外すなど、児童・生徒自身が状況に応じて、マスクの着脱を適切に判断し、お互いのびのびと学校生活を送れるよう、学校に対して、引き続き、指導・助言していきます。	契約資産部 学校教育部	庁舎管理課 教育指導課
4	(6)	4 子ども・教育 (6)ルール化されたマスク着用や給食時の黙食など、子どもたちの心身への悪影響が心配である。現状の過度な感染対策を見直すこと。	学校生活においては、基本的な感染症対策を講じながら、運動時にはマスクを外すなど、児童・生徒自身が状況に応じて、マスクの着脱を適切に判断し、お互いのびのびと学校生活を送れるように対応しています。	学校教育部	教育指導課
4	(7)	4 子ども・教育 (7)学校給食の牛乳について。和食メニューと合わないこと、アレルギー以外でも牛乳が苦手な子どもも多いこと、食品ロスの観点からも、牛乳の選択制を導入すること。 必要なカルシウム摂取には牛乳がのぞましいことや、牛乳を含む給食を教育の一貫として提供しているとの説明をもらっているが、町田市では選択ができるようになっており、多摩市では検討が始まろうとしている(教育委員会で請願が通った)。現実的には、牛乳が体に合わない人も少なくないことから、変更が必要である。	学校給食は食事摂取基準を参考とし、栄養バランスのとれた望ましい食事として、必要栄養量を算出した上で提供しています。必要なカルシウムを摂るために牛乳は欠かせない食品です。また、学童期の食事が生涯にわたる食生活の基礎を築くという観点からも、子どもの選択に任せるのではなく、牛乳を含む給食を教育の一貫として提供しているものです。 飲み残した牛乳については、温度管理が行えないため、廃棄処分をしていますが、給食時間を活用した食育を通して、成長期に必要な食事について学ぶ取組を継続します。	学校教育部	学校給食課

		要望内容	回答	部	課
4	(8)	<p>4 子ども・教育</p> <p>(8)朝鮮学校への助成金については今までも要望をしてきたが、市の回答はいつも私立小・中学校との公平性や均衡などの点から現時点では朝鮮学校など外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。そもそも、同じように税金を払いながらも国の助成金がないことから、市民に身近な自治体として支援する仕組みを考え、東京都をはじめ区市町村が助成を始めた経緯がある。しかし八王子は今まで助成金を実施してこなかった。八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている。東京都の助成金も凍結されている現状を鑑み、子どもの権利条約の見地からも再検討し、朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度をぜひ早期に創設すること。</p>	<p>私立小・中学校や私立専修学校との公平性や均衡などの点から、現時点では朝鮮学校をはじめとする外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていません。</p>	総務部	総務課
4	(9)	<p>4 子ども・教育</p> <p>(9)幼保無償化の対象から外れている子どもたちのために、「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられた。しかし、第2条の(1)に「ただし、八王子市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けているもの」とあるので、所在する自治体から対象施設の決定を受けていない場合は、そこに通う園児が八王子市にいたとしてもこの事業の適用は受けられず不利益を被ることになる。このような事態が生じないように、この但し書きの記載を削除し、幼保無償化の対象とならない施設に通う八王子市のすべての子どもたちが対象となるようにすること。</p> <p>現在はそのような事例はないようだが、適合審査における実地調査等の事務を簡素化するためなどとしてこのような規定を設けると八王子に住む子どもたちの間で不平等が生じる。施設が八王子にあるかどうかではなく、そこに通う園児が八王子に住んでいるかどうかにかかわらずの焦点をあてるべきだと思う。</p>	<p>「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業」は、行政による基準適合審査が必要となっており、全国の施設を本市で実地調査することは合理的ではないことや、市内の子どもたちが安心して通うことができるように、当該施設が所在する市区町村が対象施設として決定した施設を対象としています。</p>	子ども家庭部	保育幼稚園課
4	(10)	<p>4 子ども・教育</p> <p>(10)近年増加傾向にある出生時1500g未満の極低出生体重児を想定し、母子手帳に代わる専用のハンドブック(母子手帳)が茨城県石岡市や埼玉県上尾市など全国で広がっている。通常の母子健康手帳は満期産を前提に作られていることから、早産等によって小さく生まれた赤ちゃんの成長の記録や確認をすることが難しい。NICUなどでの治療記録や極低出生体重児の曲線グラフなど記入できるような専用の母子健康手帳で作成し、小さく生まれた赤ちゃんに不安を抱える両親に寄り添い、安心して子育てできるようにすること。</p> <p>また、八王子市内医療機関にはNICU(新生児集中治療室)がない。市内大病院等、医療機関にNICUを導入するよう働きかけること。</p>	<p>妊娠届出時に交付している母子健康手帳は東京都の「子供手帳モデル」を使用しており、低出生体重児の発育曲線と成長の記録ページが収められています。また、低出生体重児や医療的ケア児の赤ちゃん訪問時に、「NICU退院支援手帳」をご希望に応じてお渡ししています。保護者が子どもの成長を記録できるとともに、掲載されているコラム等は、低出生体重児等の家族の気持ちに寄り添った内容です。</p> <p>NICU整備については両中核病院に要請を行い、東京都に要望も提出していますが、難しい状況です。両中核病院に引き続き協力要請を行います。</p> <p>なお、東海大学医学部付属八王子病院は平成31年(2019年)4月から周産期連携病院に指定されています。東京医科大学八王子医療センターに対しては、周産期連携病院としての要件を満たせるよう体制強化を要請していきます。</p>	健康医療部 健康医療部 健康医療部 健康医療部 健康医療部	健康医療政策課 大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター
4	(11)	<p>4 子ども・教育</p> <p>(11)身体的・精神的な病気や障がいなどを抱える家族のケアや精神的なサポートをしている18歳未満の子どもや若者に対し、学校への働きかけや、情報の提供、居場所・つどいの場づくり、子ども向けのWEBサイトの開設などを行い、相談先の確保などヤングケアラーが孤立せず、一人で抱え込まないよう配慮すること。また、ヤングケアラーを含む介護介助をする人を支援するためケアラー支援条例をつくること。</p>	<p>令和3年度(2021年度)から学校に限らず市民や関係機関に対し、ヤングケアラーに関する情報の提供やヤングケアラーと思われる児童等を発見した場合には、子ども家庭支援センターに情報提供をいただくよう周知しています。</p> <p>ヤングケアラーの居場所作りに関しては、どのような場が当事者にとって必要なのか、今後関係所管とも協議していきます。</p> <p>また、包括的な地域福祉ネットワーク会議において、専門的な相談・支援機関で連携し対応方法等を検討していきます。</p> <p>学校では、担任や学年の教員が中心となり、毎朝の健康観察や授業などを活用して、子どもの服装や表情、様子の変化を見逃さないように努めています。</p> <p>さらに、スクールカウンセラーによる小5、中1の全員面談の実施や、登下校のボランティアをしていただいている地域の方々と連携を図るなど、複数の大人で子どもたちを見守るなどの取組を行っています。</p> <p>本市では、他市に先駆けて地域が抱える様々な課題に対し、包括的な支援を行う重層的支援体制整備事業を実施しており、先行して条例を制定するというのではなく、まずは、この仕組みの中でそれぞれの家庭の事情に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。</p>	福祉部 福祉部 子ども家庭部 学校教育部	福祉政策課 高齢者福祉課 子ども家庭支援センター 教育指導課

		要望内容	回答	部	課
5	(1)	5 保健・医療・健康 (1)保健所のホームページでは、よくある質問の一つとして化学物質過敏症を取りあげ、厚労省のホームページのリンクを貼っているが、リンク先にいけない。化学物質過敏症については、相談先も分からず声を上げられないという声も聞くことから、ホームページの記載内容を見直し、よくある質問の一つとしての取り扱いだけではなく、化学物質過敏症について市民への周知をすること。	現在のホームページは、ご指摘のとおり、Q&Aの形で掲載しており、リンクを張り、厚労省のホームページに移動するようになっています。また、市民への情報発信の必要性は認識しているため、診療可能な医療機関の情報等についてホームページに掲載する等、内容の更新について検討します。 また、消費生活センターでは、香りのマナーについてポスターを作成し、公共施設等で掲示しているほか、ホームページでも香りのある製品の使用には周囲への配慮を呼びかけています。毎年、消費生活ニュースでも香りによる体調不良になる方の存在と、使用する際のマナーも取り上げ、市民への周知に努めています。引き続き、ホームページの内容を適切に見直しながら、市民への啓発を行います。	市民部 健康医療部	消費生活センター 保健対策課
5	(2)	5 保健・医療・健康 (2)市職員や教職員に対して香害や化学物質過敏症について情報提供や啓発活動を行っているとのことだが、今もなお、職員や教職員の身にまとう香り等で体調をくずしてしまう人もいる。香害や化学物質過敏症について理解を深めるよう研修を行うこと。	市職員に対しては、市民対応にあたっての身だしなみを学ぶ接遇研修等の機会を通じて、香害・化学物質過敏症についての知識を深め、香りのマナーについての啓発を図っています。 教員に対しては、化学物質過敏症に限らず、国や都、関係機関からの健康被害に関する情報に注意しつつ、その状況に応じ、必要な情報提供や啓発を行っています。	総務部 学校教育部	職員課 教職員課
5	(3)	5 保健・医療・健康 (3)新型コロナワクチンの0歳児からの子どもへの接種については、ワクチン接種後の重篤な副反応被害の報告があること、ワクチン接種後の長期的な体への影響が未知であることから接種を勧奨すべく接種券の送付を行うべきではないと考える。また、子宮頸がんワクチンについても重篤な副反応の報告があり接種勧奨中止となったワクチンであるが、納得できる根拠が示されないまま積極的勧奨の差し控え終了が妥当との見解を出した。ワクチンを接種するかしないかは本人や保護者が判断できるよう自治体として情報提供が必要があるが、重篤な副反応の報告データなどは示されておらず必要な情報が届いていない。ワクチン接種は任意であるとしながら、接種していないことでの不利益を被っている現状もある。差別につながることはないよう市として情報発信すること。	新型コロナワクチンについては、0歳児からの接種についても、努力義務が規定されています。このため、広く対象者に周知を図ることからも、対象者の方全てに接種券を送付しています。なお、接種するか判断の助けになるよう八王子市医師会の協力を受け、「新型コロナウイルス予防接種を受けるか、お悩みの6か月～4歳児の保護者の方へ」という文書を接種券に同封しています。さらに、接種が任意であることや、接種の有無によって差別があってはならないこと等はお知らせを同封し、対象者の方へ周知を図っています。 子宮頸がんワクチンについては、令和4年(2022年)4月に対象者(キャッチアップ含む)に向けて、勧奨通知に厚生労働省が作成したパンフレットなどを同封して、保護者等へ適切な情報の提供を行っています。今後も、市ホームページ等で情報発信を行い、市民が接種について適切に判断できるよう努めます。	健康医療部 健康医療部	健康医療政策課 (新型コロナウイルスワクチン接種調整担当) 保健総務課
5	(4)	5 保健・医療・健康 (4)市の乳がん検診について。問診・視触診の他、マンモグラフィが行われている。乳房内の乳腺割合は個人差があり、年齢によって変化もする。欧米人に比べて日本人に多いといわれるデンプレスト(乳腺高濃度)というタイプの場合は、組織が詰まっていてマンモグラフィでは見えにくい。エコー検査を追加で受けることとなり、追加費用もかかる。個人の特徴に合わせて、マンモグラフィかエコー検査か、選択できるようにすること。	科学的根拠に基づかない検診、方法は、受診者に不利益を与える可能性があります。乳がん検診において、国の指針に定められている検診方法はマンモグラフィ検査のみです。したがって、令和5年度(2023年度)に、エコー検査を実施する考えはありません。	健康医療部	成人健診課
6	(1)	6 まちづくり (1)八王子駅前のユーロードやみずき通りなどのように、街なかやバス停にもっとベンチを設置ほしいとの声が多く寄せられている。利用の多い甲州街道沿いや、高齢者の利用が多いバス停などベンチや椅子を設置するようバス会社や商店街と協議すること。	バス停のベンチは、原則としてバス事業者が設置するものとしており、利用者の多少、設置スペース、周辺住民の要望、設置による影響等を考慮して設置しています。市としては、地域の方々の安全や利便について十分配慮し、適正に設置するよう働きかけるとともに、高齢化を踏まえ、バス事業者と連携・協力し、待合スペースやバスの情報等案内施設の整備を促進しています。 また、商店街がまちの活性化を図るためベンチを設置する場合は、はばたけ商店街事業補助金で支援しています。 中心市街地におけるベンチ等の休憩スペースについては、回遊性や滞留性の向上を目的とした「まちなか魅力づくり支援補助金」や「まちなか休憩所 八王子宿」の運営を通じて、場の創出及び提供を図っています。	産業振興部 都市計画部 拠点整備部	産業振興推進課 交通企画課 市街地活性化課
6	(2)	6 まちづくり (2)南大沢の輪歩道橋の下を横断できるのは自転車のみになっているが、車いすの人などが歩道橋のスロープを渡るのは大変。車椅子の方や高齢者の方の利便性を考え、歩行者も横断できるようにすること。	警察庁の「交通規制基準」に「横断歩道橋等の立体横断施設のある場所の直近部には、原則として横断歩道は設置しないものとする」と定められているため、輪歩道橋の直近部に横断歩道を設置することは現時点では困難ですが、今後も継続して警視庁へ働きかけを行います。	道路交通部	路政課

		要望内容	回答	部	課
7	(1)	7 人権 (1)東京都では本年10月1日からパートナーシップ宣誓制度がスタートした。 八王子市としてもパートナーシップ宣誓証明書の発行や、市営住宅の入居を可能にするなど、LGBTなどに配慮した対応をすること。	現在、市独自のパートナーシップ宣誓証明書の発行はしていませんが、都制度利用者に対する、基本的な考え方を全庁に周知し、市行政サービスにおける対応可能な事業の掘り起こしに努めています。 東京都パートナーシップ宣誓制度によるパートナーシップ受理証明書をお持ちの方については、令和5年(2023年)1月に行うポイント方式による市営住宅入居者募集から対応していきます。	総務部 まちなみ整備部	総務課 住宅政策課
7	(2) ①	7 人権 (2)コロナ禍の中、生活するうえで困難を抱えている人は増大している。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。 当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ①「原則無料低額宿泊所」ではなく、「原則居宅保護」の徹底 厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように、住まいのない人は単独で居宅生活が可能ではない場合を除き、希望すれば無料低額宿泊所への入所ではなく直接アパートへの入居が可能となっている。住まいのない全ての人に対して、相談申請の段階で居宅保護が原則であることを説明し、無料低額宿泊所への入所を強要しないこと。 ケースワーカーによって認識の違いがみられるので、居宅保護の原則について、共通認識となるよう徹底すること。	住居のない方から保護申請があった場合、手持ち金の範囲でアパートを契約するよう助言しているほか、手持ち金がない場合は、東京都契約のビジネスホテルや無料低額宿泊所を選択肢の一つとして案内しています。	福祉部 福祉部 福祉部 福祉部	生活自立支援課 生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
7	(2) ②	7 人権 (2)コロナ禍の中、生活するうえで困難を抱えている人は増大している。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。 当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ② 住まいの確保 入居可能な民間アパートの情報提供を居住支援協議会と連携して行うこと。また、住まい探しを「八王子まるごとサポートセンター(はちまるサポート)」などと共に行う体制をつくること。	八王子市居住支援協議会では住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居について適切な支援を行う不動産店を居住支援協力店として登録しています。 住居を探している方への支援については、居住支援協議会と連携して住宅相談会を実施しているほか、居住支援協議会加盟の不動産事業者を案内しています。なお、必要に応じて住まい探しの同行支援を行っています。	福祉部 まちなみ整備部	生活自立支援課 住宅政策課
7	(2) ③	7 人権 (2)コロナ禍の中、生活するうえで困難を抱えている人は増大している。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。 当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ③ 無料低額宿泊所の入居期間 仮の住まいとして原則3か月となっているが、3か月を超える入居者は多い。ケースワーカーは入居者の自立のためのプランを策定し、なるべく早くアパートでの生活ができるようサポートすること。	無料低額宿泊所で生活している方のうち、国や都が示す基準にのっとり、アパート等への転居が可能な方に対しては、個々の状況を判断しながら、アパート等への移行ができるよう適切に対応していきます。	福祉部	生活福祉地区第二課
7	(2) ④	7 人権 (2)コロナ禍の中、生活するうえで困難を抱えている人は増大している。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。 当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ④ ケースワークの充実 生活保護受給者には心の病を抱える人が少なくない。障害者福祉課、精神保健福祉士、保健所や医療機関など専門機関との連携も、ケースワーカーの仕事として位置づけスキルアップを図ること。困難ケースについては、ケース検討会議、連携会議等を実施すること。	ケースワーカーについては、生活保護利用者の状況に応じて各種専門機関と連携をとっており、必要に応じて関係機関と会議を行い、利用者への対応について十分に検討して対応しています。	福祉部 福祉部 福祉部	生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課

	要望内容	回答	部	課
7	(2) ⑤ 7 人権 (2)コロナ禍の中、生活するうえで困難を抱えている人は増大している。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。 当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑤ ケースワーカーの増員 ケースワーカーの増員ははかられてはいるがまだまだ足りない。ケースワーカーがその人にあったケースワークを丁寧に行おうと思っても1人が100人余りを担当している現状ではそれはかなわず、個々のケースワーカーの負担が大きくなっている。専門性のある正規職員を採用し、さらなる増員を図ること。	ケースワーカーや生活自立支援業務に携わる職員については、これまでも必要に応じて増員しています。また、高齢者・就労等の支援担当及び資産調査等を行う適正化担当を設置し、ケースワーカーの負担軽減や不正受給の抑制を図るとともに、生活福祉担当部長を配置し、適切な執行体制の構築により、生活保護行政の適正な運営に取り組んでいます。今後も業務内容や業務量に応じて適切に対応します。 なお、ケースワーカーが生活保護利用者との相談業務に十分な時間を確保できるよう専門職、アシスタント職等と業務の分担をしていきます。	総合経営部 福祉部 福祉部 福祉部	経営改革課 生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
8	(1) 8 平和 (1)八王子平和・原爆資料館にはたくさんの重要な資料がある。市はその運営団体からの要望に対して公的施設としての運営は考えていないが、資料を受け入れ、平和展などでの活用は検討するとしている。しかし、戦争を伝えることが困難になっている現在、広く児童生徒の平和教育を進めるうえでもイベントでの活用だけでなく、公的な常設施設で展示し、いつでもだれでも見られるようにすることが重要である。世田谷区の「せたがや未来の平和館」ように、市として常設展示ができる環境を整えること。	毎年8月に平和展を開催し、市内の戦災資料や写真パネルを活用して平和啓発を行っており、現時点では、常設施設を設置する考えはありません。 これからも様々な事業を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝えていくことにより、恒久平和の実現に向けて取り組めます。	総務部	総務課
8	(2) 8 平和 (2)八王子市の北には横田基地があり、市上空を飛ぶ米軍の飛行機を毎日のように目にする。米軍機はしばしば低空飛行のため騒音があり、また落下物の危険性がある。市としては東京都市長会を通じ国に米軍への働きかけを要望することだが、低空飛行で市街地を飛行する頻度は高くなっているように見える。市街地上空の飛行を止めるよう、防衛省を通じて米軍にさらに強く働きかけること。	市街地上空における低空での訓練飛行の中止及び住民の安全確保のための対策について、防衛施設周辺整備全国協議会や東京都を通じ、引き続き、国に米軍への働きかけを要望します。	総務部 環境部	総務課 環境保全課
8	(3) 8 平和 (3)浅川地下壕など市内に数多く残る戦争遺跡は年月の経過とともに劣化し、立ち入り危険とされている所もある。このままでは、遺跡の存続が危ぶまれる。民有地にある遺跡が多いため、調査・保存に困難な事情があるといわれているが、国の調査・評価を待たずに、市として適正な調整を図り、遺跡の調査を進め、保存に努めること。	戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくための資料として、必要に応じ、こうした戦争遺跡を活用していくことは大切であると考えています。 市内に残る戦争関連施設等の場所は認識していますが、戦争遺跡については、国が調査中であり、結果が示されていません。歴史的経過や価値の評価は国の調査結果を待つべきだと考えていますので、その結果を踏まえ、保存・活用について考えます。	総務部 生涯学習スポーツ部	総務課 文化財課